

## 指定工事店の皆様へ

○令和6年4月1日より、基準規程等を改正します。(以下は主な改正概要)

※給水装置工事基準等の見本は受付システム横に設置しております

給水装置工事基準(下記のページ数は改正後の基準書)

- P4～P5・P7 厚生労働省を国土交通省に改正
- P11 第2章第3節1項に(4)を追加 (併用式給水方式について)
- P12 第2章第3節2項に(3)を追加、(4)を改正(旧(3)) (受水槽給水について)
- P31 第3章第2節 表-17(給水装置指定材料一覧表)を改正  
メーターユニット(集合住宅用)及びメーターバイパスユニットの仕様変更、埋設型メーターユニットの追加等
- P32 第3章第2節 表-18(メーターユニットのOリング規格表)を追加
- P33 第3章第2節 表-19(給水管分岐材料表)を改正 (丁字管の削除等)
- P37 第5章第4節 (第3章第2節 表-17改正に伴う改正)  
4項に複式メーターユニットの記述を追加、5項のメーターバイパスユニットの仕様変更等、6～7項の追加、8項の改定(旧7項)、11項の改定
- P38 第5章第1項 材質にレジンコンクリートを追加
- P42～P43・P45～P46 第6章 図-11、図-12、図-14、図-15の追加(図番号は改正後番号)
- P65 第8章第2節(第2章第3節1項の改定と同様の改正)  
第8章第3節2項の改定及び3項の削除 (定流量弁等について)  
旧表-20(口径別(受水槽式)戸数表)の削除
- P70～P71 厚生労働省を国土交通省等に改正
- P72～ 様式1号～6号の様式改定(押印廃止等)、旧様式7号の廃止(様式1号へ統合)、参考様式の改定等(再使用願の廃止(様式1号へ統合)、メータを離して設置する際の確認書等の押印廃止、権利放棄承諾書の内容変更)

※権利放棄承諾書・様式5号(取下願)・誓約書(浄活水器等使用)は押印等が必要です。

※様式1号に関連する利害関係者の承諾については、任意様式で提出願います。

### 3 階建直結直圧式・直結増圧式給水装置施行基準

- 給水装置工事基準 P11・P12・P31・P32 の改定と同様の改定
- 様式改定(押印廃止等) ※様式 1~4 号は変更なし。

### 下水道条例施行規程

- 様式 1 号・3 号・7 号の様式改定(押印廃止等)、参考様式の一部(代理委任状、特殊排水設備の設置に係る誓約書等)の押印廃止等  
※様式 1 号に関連する利害関係者の承諾については、任意様式で提出願います。
- 様式 7 号(公共下水道使用届)について、使用水が「上水道のみ」の場合は提出不要です。
- 特殊排水設備の設置に係る誓約書について、排水ヘッダーは対象外(提出不要)です。